

令和6年度第3回薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会
化学物質審議会第238回審査部会
第245回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会
【第一部】

議事要旨

日 時 令和6年6月21日(金)13:10～13:45

形 式 Web 会議方式

議 題

1. 残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)対象物質の化学物質審査規制法第一種特定化学物質への指定について
(審議予定物質:ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)関連物質)
2. その他

議 事

会議は公開で行われた。

- ・ 議題1について、POPs条約の附属書A(廃絶)への追加が決定されたことなどから、「(トリデカフルオロアルキル)スルホニル基(炭素数が6のものに限る。)を有する化合物であつて、自然的作用による化学的变化によりペルフルオロ(ヘキサノー1ースルホン酸)又はペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。)を生成する化学物質として厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定めるもの」(以下「PFHxS関連物質」という。)について、化学物質審査規制法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することが適当であるとの結論が得られた。
- ・ また、PFHxS関連物質については、今後開催する3省合同会合の意見等を聴いた上で、新設する厚生労働省令、経済産業省令、環境省令において具体的な物質群を指定することとした。
- ・ 化学物質審議会審査部会と中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会においては、各審議会における報告(案)について審議が行われ、了承された。また、薬事審議会化学物質安全対策部会化学物質調査会においては、化学物質安全対策部会に報告の上、同部会にてPFHxS関連物質の第一種特定化学物質への指定等について審議することとされた。
- ・ 議題2について、特段の議論はなかった。